

令和3年度障害者総合福祉推進事業 課題番号 28  
障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における  
虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究  
事業報告書

令和4年3月

PwC コンサルティング合同会社



## 概要

---

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行されて以降、国・地方自治体による障害者虐待防止のための体制整備は着実に進展している。

令和 3 年 3 月に厚生労働省が公表した『令和元年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』によれば、障害者虐待防止センター等の関係者へ虐待防止に関する研修を実施している市区町村は 7 割を超え、ほとんどの都道府県が障害者権利擁護センター関係者等へ虐待防止に関する研修を実施している等、虐待の防止や虐待事案発生時の対応に必要な知識やノウハウの伝達・普及啓発に取り組む自治体は多いと示されている。

同調査では、障害福祉施設従事者等による障害者虐待における相談・通報件数は増加傾向にあるものの、虐待判断件数や被虐待者数は微減していることが示されている。

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定により、

- ① 職員への研修実施
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果の職員への周知
- ③ 虐待の防止のための責任者の設置

が令和 4 年 4 月から義務化されることを踏まえ、全ての施設・事業所に対して、虐待防止委員会の設置を軸とした利用者の権利擁護・虐待防止等の体制整備が求められている。

しかしながら、特に虐待防止の体制整備を行う上で十分な経営資源がない小規模な事業所においては、義務化による負担が大きいことも考えられる。したがって、小規模な事業所においても体制整備等を進められるような工夫が求められている。

このような背景から、虐待防止委員会の設置を軸とした利用者の権利擁護・虐待防止等の取組を先駆的に行っている障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所の事例を把握し、取組のポイントを明らかにしたうえで、その内容を事例集にとりまとめた。

また、事例集を作成するにあたり、小規模な事業所において体制整備が過剰な負担とならないよう、複数事業所による共同・連携等、効果的な取組等も盛り込んでいる。



## 目次

1. 事業目的と方法 .....	1
(1) 背景 .....	1
(2) 目的 .....	1
(3) 事業概要・方法 .....	2
2. 事業所ヒアリング調査 .....	5
(1) ヒアリング調査概要 .....	5
(2) ヒアリング調査結果 .....	8
3. 事例集の概要 .....	9
(1) 事例集の対象者と目的 .....	9
(2) 事例集の構成と概要 .....	9

別冊 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集



## 1. 事業目的と方法

---

本章では、本事業の背景と目的、目的を達成するための方法について記載する。

### (1) 背景

---

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行されて以降、国・地方自治体による障害者虐待防止ための体制整備は着実に進展している。

令和 3 年 3 月に厚生労働省が公表した『令和元年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』によれば、障害者虐待防止センター等の関係者へ虐待防止に関する研修を実施している市区町村は 7 割を超え、ほとんどの都道府県が障害者権利擁護センター関係者等へ虐待防止に関する研修を実施している等、虐待の防止や虐待事案発生時の対応に必要な知識やノウハウの伝達・普及啓発に取り組む自治体は多いと示されている。

同調査では、障害福祉施設従事者等による障害者虐待における相談・通報件数は増加傾向にあるものの、虐待判断件数や被虐待者数は微減していることが示されている。

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定により、

- ① 職員への研修実施
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果の職員への周知
- ③ 虐待の防止のための責任者の設置

が令和 4 年 4 月から義務化されることを踏まえ、全ての施設・事業所に対して、虐待防止委員会の設置を軸とした利用者の権利擁護・虐待防止等の体制整備が求められている。

しかしながら、特に虐待防止の体制整備を行う上で十分な経営資源がない小規模な事業所においては、義務化による負担が大きいことも考えられる。したがって、小規模な事業所においても体制整備等を進められるような工夫が求められている。

### (2) 目的

---

以上の背景より、本事業では、虐待防止委員会の設置を軸とした利用者の権利擁護・虐待防止等の取組を先駆的に行っている障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所の事例を把握し、取組のポイントを明らかにすることを目的として調査を実施した。また、小規模な事業所において体制整備が過剰な負担とならないよう、複数事業所による共同・連携等、効果的な取組等もとりまとめた。

### (3) 事業概要・方法

本事業は以上の目的を達成するために、虐待防止委員会の設置を軸とした利用者の権利擁護・虐待防止等の取組を先駆的に行っている障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所を対象としたヒアリング調査、検討委員会での議論を通じた体制整備のポイントの整理を実施した。これらの調査内容や結果を考察するため検討委員会を組織し、助言等を得ながら進めた。

#### ① 検討委員会

学識経験者および障害福祉サービス事業所関係者による有識者委員会を設置し、4回の検討会を実施した。

#### ア. 検討委員会委員

検討委員会委員は次の通りである。なお、座長には曾根氏が就任した。

図表 1 検討委員会委員

氏名	所属
岩上 洋一	一般社団法人 全国地域で暮らそうネットワーク (社会福祉法人じりつ 理事長)
岩崎 好宏	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会 (社会福祉法人すぎのこ会 ひのきの杜 常務理事)
片桐 公彦	社会福祉法人 みんなでいきる 理事
曾根 直樹	日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科 准教授
野口 直樹	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 (社会福祉法人 高水福祉会 常務理事)
林 晃弘	社会福祉法人 フラット 理事長
原見 律子	千葉県 健康福祉部 障害福祉事業課 課長
平山 健二郎	社会福祉法人 南高愛隣会 理事
三好 登志行	佐藤健宗法律事務所 弁護士

(五十音順、敬称略)

本事業実施事務局は下記の通りである。

図表 2 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
岸 香織	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
斎藤 響	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
植村 倫子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト



## イ. 検討委員会開催状況

全4回の検討委員会は、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、会議はオンライン開催とした。

図表 3 委員会議題

開催日	主な議題
第1回 令和3年7月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査の目的と概要</li><li>・調査の実施方法</li><li>・ヒアリング調査項目と設問案</li><li>・成果物イメージ</li><li>・今後のスケジュール</li></ul>
第2回 令和3年9月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ヒアリング調査結果報告</li><li>・ヒアリングを踏まえた体制整備のポイント</li><li>・事例集の構成案</li></ul>
第3回 令和3年12月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所・法人が整備すべき虐待防止体制モデル</li><li>・事例集素案</li><li>・報告書の骨子案</li></ul>
第4回 令和4年1月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告書案</li></ul>

## ② 事業所ヒアリング調査

障害福祉サービス事業所・相談支援事業所における虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備の取組状況を把握し、取組のポイントを明らかにすることを目的として調査を実施した。ヒアリング調査は、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、オンラインで行った。

図表 4 事業所ヒアリング調査

調査対象	・虐待防止及び身体拘束等の取組をしている障害福祉サービス事業所・相談支援事業所 計13か所
調査期間	令和3年7月15日(木)より令和3年11月11日(木)

## ③ 事業経過

本事業は令和3年5月25日に事業の内示を受け、令和4年3月31日まで、次の経過で事業を実施した。

図表 5 事業経過

事業実施状況	
令和3年6月	↑ ヒアリング調査対象・調査項目の検討
7月	↓ ★第1回委員会
8月	↑ 実査・まとめ取組ポイントの整理
9月	↓ ★第2回委員会
10月	↑ 虐待防止体制モデルの検討
11月	↑ 事例集作成
12月	↓ ★第3回委員会
令和4年1月	↑ 委員確認
2月	↓ ★第4回委員会
3月	↑ 事例集(暫定版)の公表
	↓ 報告書骨子検討
	↓ 報告書案作成
	↑ 最終化
	↓ 最終化

## 2. 事業所ヒアリング調査

本章では、虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組状況について、実施したヒアリング調査結果について記載する。

### (1) ヒアリング調査概要

ヒアリング調査概要及び調査結果について下記に記載する。

#### ① 調査項目

検討委員会等での検討結果を踏まえ、次の項目についてヒアリング調査を実施した。

図表 6 調査項目

1. 法人の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施している障害福祉サービス、相談支援事業の種別</li> <li>・ 運営している障害福祉サービス、相談支援事業所の数</li> <li>・ 障害福祉サービス、相談支援事業所の人員体制(各事業所の職員数等)</li> <li>・ 利用者の状況(定員数、障害の種別等)</li> <li>・ 虐待防止等のコンプライアンスに関連する、独立した法人本部機能(総務、法務等)の有無</li> </ul>
2. 虐待防止の取組	<p>&lt;職員への研修&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施状況・内容</li> <li>・ 実施にあたっての工夫 例：職員自身が講師を務めることで、権利擁護の意識を高めている 等</li> <li>・ 協議会や基幹相談支援センター等との連携状況 ※1人で運営している相談支援事業所等における取組を想定</li> </ul> <p>&lt;虐待の防止に向けた体制の整備&gt;</p> <p><b>【虐待防止委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置の経緯</li> <li>・ 実施体制(構成員の属性、人数、それぞれへの期待等)</li> <li>・ 活動の概況(実施回数、議題、委員会活動の準備、決定事項の実施状況等)</li> <li>・ 未然防止のための具体的な取組 例：適切か否かの判断が難しい支援(グレーゾーン)についても積極的に報告するよう職員に促している 等</li> <li>・ 検討結果の職員への周知方法 ※周知後の理解状況の把握方法等を含む</li> <li>・ 委員会開催における、法人と事業所の連携体制</li> <li>・ 委員会を有効に機能させ、形骸化させないための工夫 例：決定事項の実施の際にチェックリストや進捗管理表等のツールを活用している 等</li> </ul> <p><b>【虐待の防止等のための責任者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任者の役割</li> <li>・ 経歴、任命理由</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役割を踏まえた具体的な取組 例：責任者である理事長または管理者等が、率先して風通しの良い組織文化の醸成や虐待の疑いのある事案の早期発見に努めている 等</li> <li>&lt;虐待防止に向けた規程等&gt;</li> <li>・ 虐待防止に向けた規程の整備状況 ※運営規程、その他の内規(マニュアル等)の双方を含む</li> <li>&lt;その他&gt;</li> <li>・ 虐待の発生を想定した、あるいは実際に発生した場合の取組 ※養護者虐待対策等、訪問系サービスに関する取組を含む 例：パワハラ対策等の労務管理施策と連携しながら、通報しやすい組織文化の醸成に力を入れている 虐待発生時の対応フローを整備し、職員へ周知している 過去のインシデントやヒヤリハットを踏まえて体制を強化している 等</li> <li>・ 取組を進めるにあたって苦労した点 例：各担当者の役割や委員会の実施フローを設計し、制度として整えるまでに数年を要した 等</li> <li>・ 取組を実施したことによる効果</li> </ul>
<p>3. 身体拘束等の適正化の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;身体拘束等の記録の実施状況&gt;</li> <li>・ 記録項目（態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由 等）</li> <li>・ 記録単位（事業所、利用者 等）</li> <li>&lt;身体拘束の適正化に関する委員会等&gt;</li> <li>・ 設置の経緯</li> <li>・ 実施体制（構成員の属性、人数、それぞれへの期待 等）</li> <li>・ 活動状況（実施回数、議題、委員会活動の準備、決定事項の実施状況 等）</li> <li>・ 検討結果の職員への周知方法</li> <li>・ 虐待防止委員会との役割分担、連携状況</li> <li>・ 委員会等を有効に機能させ、形骸化させないための工夫</li> <li>&lt;身体拘束等の適正化に向けた指針等&gt;</li> <li>・ 身体拘束の適正化に関する指針等の整備状況 ※運営規程、その他の内規(マニュアル等)の双方を含む</li> <li>&lt;職員への研修&gt;</li> <li>・ 実施状況・内容</li> <li>・ 実施にあたっての工夫</li> <li>&lt;その他&gt;</li> <li>・ 取組を進めるにあたって苦労した点</li> <li>・ 取組を実施したことによる効果</li> </ul>

## ② 調査対象法人

調査対象法人は以下の通りである。

図表 7 調査対象法人

No	事業所名（法人名）	主な提供サービス	主な利用者の障害	ヒアリング日 （令和3年）
1	ひのきの杜 （社会福祉法人 すぎのこ会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ 短期入所</li> <li>・ 生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害</li> </ul>	8月30日 （月）
2	社会福祉法人 みんなでいきる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所</li> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 共同生活援助</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 一般相談支援・特定相談支援</li> <li>・ 児童相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障害</li> </ul>	8月27日 （金）
3	社会福祉法人 フラット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 就労継続支援 A 型</li> <li>・ 就労継続支援 B 型</li> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 移動支援</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ 共同生活援助</li> <li>・ 短期入所</li> <li>・ 自立生活援助</li> <li>・ 一般相談支援・特定相談支援</li> <li>・ 児童相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障害</li> </ul>	7月15日 （木）
4	B 事業所（株式会社 B）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自閉スペクトラム症</li> </ul>	10月1日（金）
5	地域生活支援センター アシスタントサービス 色えんぴつ （社会福祉法人 滝乃川学園）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 移動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害</li> <li>・ 知的障害</li> </ul>	11月11日 （木）
6	Woodland （株式会社 welf villa）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同生活援助</li> <li>・ 就労継続支援 B 型</li> <li>・ 特定相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障害</li> <li>・ 精神障害</li> <li>・ 発達障害</li> </ul>	10月1日（金）
7	のぞみの郷 高社 （社会福祉法人 高水福祉会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所</li> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ 共同生活援助</li> <li>・ 就労継続支援 B 型</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障害</li> <li>・ 精神障害</li> <li>・ 強度行動障害</li> </ul>	9月2日（木）
8	社会福祉法人 十愛療育会 横浜医療福祉センター港南	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所</li> <li>・ 療養介護</li> <li>・ 医療型障害児入所施設</li> <li>・ 一般相談支援・特定相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症心身障害</li> <li>・ 発達障害</li> </ul>	10月22日 （金）

No	事業所名（法人名）	主な提供サービス	主な利用者の障害	ヒアリング日（令和3年）
9	A 事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 移動支援</li> <li>・ 一般相談支援・特定相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害</li> <li>・ 知的障害</li> <li>・ 精神障害</li> <li>・ 難病</li> </ul>	11月9日(火)
10	社会福祉法人 じりつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 自立生活援助</li> <li>・ 共同生活援助</li> <li>・ 自立訓練</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援 A 型</li> <li>・ 就労継続支援 B 型</li> <li>・ 就労定着支援</li> <li>・ 一般相談支援・特定相談支援</li> <li>・ 障害児相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障害</li> <li>・ 精神障害</li> <li>・ 発達障害</li> </ul>	8月26日(木)
11	社会福祉法人 南高愛隣会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 移動支援</li> <li>・ 短期入所</li> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 自立生活援助</li> <li>・ 共同生活援助</li> <li>・ 自立訓練</li> <li>・ 宿泊型自立訓練</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援 A 型</li> <li>・ 就労継続支援 B 型</li> <li>・ 就労定着支援</li> <li>・ 一般相談支援・特定相談支援</li> <li>・ 障害児相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害</li> <li>・ 知的障害</li> <li>・ 精神障害</li> <li>・ 発達障害</li> </ul>	9月3日(金)
12	半田市基幹相談支援センター	・ -	・ -	10月1日(金)
13	常滑市基幹相談支援センター	・ -	・ -	10月1日(金)

### ③ 調査方法

図表 6 の調査項目について、事前に調査対象事業所に送付し、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、オンラインでヒアリングを実施した。

## (2) ヒアリング調査結果

ヒアリング調査結果は、事例集としてとりまとめた。調査結果は、別冊を参照されたい。

### 3. 事例集の概要

---

本章では、事例集の対象者と目的、概要について掲載する。なお、実際の事例集は別冊を参照いただきたい。

#### (1) 事例集の対象者と目的

---

事例集の作成にあたっては、対象者と目的をそれぞれ以下の通り設定し、内容を検討した。

##### ① 対象者

事例集の主な対象者は、障害福祉サービス事業所・相談支援事業所やそれをサポートする立場にいる方（行政や基幹相談支援センター等）を想定した。負荷が高いと考えられる小規模事業所が虐待防止のための体制整備を行うにあたり、効果的だと考えられる取組についても提示している。

また、事業所ヒアリング調査を通じて把握した、虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けて基準上取り組むべき内容を形骸化させないための工夫等も事例集に盛り込んだ。

##### ② 目的

本事例集は、令和4年度より、①職員への研修実施、②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果の職員への周知、③虐待の防止のための責任者の設置が義務化されることを踏まえ、虐待防止委員会の設置を軸とした利用者の権利擁護・虐待防止等の取組を先駆的に行っている障害福祉サービス事業所等の実例を把握し、取組のポイント（小規模な事業所における体制整備や、複数事業所による共同・連携等、事業所が取り組みやすい手法を含む）を紹介することを目的とし作成した。

#### (2) 事例集の構成と概要

---

前述の対象者と目的に基づき、事例集の構成及び各項目の概要を以下の通りとした。

図表 8 事例集の概要

構成	概要
1. 障害者虐待防止の更なる推進に向けて (1) 本事例集の目的 (2) 障害者虐待の発生・対応状況 (3) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における改定内容 (4) 小規模な事業所において虐待防止の体制整備を進める上での課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本章では、障害者虐待の発生・対応状況や、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における改定内容について掲載している。</li> <li>・ また、小規模な事業所において体制整備を進める上での課題感を掲載している。</li> </ul>
2. 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化のための体制整備に向けて (1) 障害者虐待防止のための体制整備 (2) 身体拘束等の適正化の体制整備 (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための体制整備に向けたチェックリスト (4) より効果的に実施するための取組 (5) 小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本章では、障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化のための体制整備における基準上取り組むべき内容について、「令和2年度厚生労働省 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」で説明された内容を参考に解説している。</li> <li>・ 各事業所が現状を把握した上で検討の手がかりを得ることを目的に解釈通知をもとに作成した、「虐待防止・身体拘束等の適正化のための体制整備に向けたチェックリスト」を掲載している。</li> <li>・ 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化のための体制整備における基準上取り組むべき内容を形骸化させず、より効果的に実施するための取組を示している。</li> <li>・ 特に小規模な事業所において体制整備等が円滑に進められるように、効果的と考えられる取組ポイントを掲載している。</li> </ul>
3. 障害者虐待防止に向けた体制整備等の参考事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本章では、事業所ヒアリング調査の結果を参考事例として掲載している。</li> </ul>
4. 障害者虐待防止に向けた体制整備等に関する参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各事業所が体制整備を行う上で作成することが想定される書類の様式等を参考資料として掲載している。</li> </ul>







令和3年度障害者総合福祉推進事業 課題番号 28

障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における  
虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究

発行日：令和4年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社